

東近江行政組合公告式条例

昭和47年4月15日
中部地域消防組合条例第4号

改正	昭和52年2月1日	条例第1号
	昭和56年3月7日	条例第1号
	昭和57年8月10日	条例第3号
	平成3年3月1日	条例第5号
	平成10年3月12日	条例第1号
	平成13年7月13日	条例第12号
	平成16年12月28日	条例第5号
	平成17年12月1日	条例第7号
	平成22年3月10日	条例第1号
	平成24年9月27日	条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合事務所及び別表に定める箇所の掲示板に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

(平24条例2 一部改正)

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則、その他の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関名」、「管理者印」とあるのは「当

該機関印」と読み替えるものとする。

(平24条例2 一部改正)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則 (昭和52年2月1日条例第1号)

この条例は、昭和52年2月14日から施行する。

付 則 (昭和56年3月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年8月10日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年7月13日条例第12号)

この条例は、平成13年7月14日から施行する。

付 則 (平成16年12月28日条例第5号)

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

付 則 (平成17年12月1日条例第7号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月10日条例第1号)

この条例は、平成22年3月21日から施行する。

付 則 (平成24年9月27日条例第2号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

掲 示 場	所 在 地
近江八幡市役所	近江八幡市桜宮町236番地

東近江市役所	東近江市八日市緑町10番5号
日野町役場	日野町河原一丁目1番地
竜王町役場	竜王町大字小口3番地
愛荘町役場	愛荘町愛知川72番地

(平16条例5、平17条例7・平22条例1・平24条例2 一部改正)